

### Ⅲ. 賃金・労働時間

#### 1. 賃金

##### (1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	平成30年	264,870	0.4	221,336	0.3	205,691	0.7	43,534
		令和元年	278,279	5.1	231,402	4.6	216,387	5.2	46,877
		2年	272,284	△ 2.1	227,562	△ 1.6	210,994	△ 2.6	44,722
		3年	270,911	△ 0.5	226,153	△ 0.6	210,966	0.0	44,758
		4年	264,913	△ 2.3	223,673	△ 1.1	209,808	△ 0.6	41,240
	全 国	平成30年	323,547	1.4	264,570	0.9	244,670	0.8	58,977
		令和元年	322,552	△ 0.4	264,180	△ 0.2	244,432	△ 0.1	58,372
		2年	318,405	△ 1.2	262,325	△ 0.7	244,968	0.2	56,080
		3年	319,461	0.3	263,739	0.5	245,709	0.3	55,722
		4年	325,817	2.0	267,461	1.4	248,529	1.1	58,356
3 0 人 以 上	長 崎 県	30年	299,838	△ 1.9	244,043	△ 2.0	223,659	△ 1.6	55,795
		令和元年	304,884	1.6	248,751	1.9	228,959	2.3	56,133
		2年	311,574	2.4	256,406	3.1	234,788	2.6	55,168
		3年	301,895	△ 3.1	249,372	△ 2.7	228,108	△ 2.8	52,523
		4年	293,076	△ 3.0	243,289	△ 2.5	224,663	△ 1.5	49,787
	全 国	30年	372,162	1.2	295,944	0.7	270,694	0.7	76,218
		令和元年	371,408	△ 0.2	296,064	0.1	270,847	0.1	75,344
		2年	365,100	△ 1.7	293,056	△ 1.1	271,025	0.1	72,044
		3年	368,493	1.0	296,652	1.2	273,186	0.8	71,841
		4年	379,732	3.1	303,496	2.4	278,687	2.0	76,236

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。
- 2) 「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって「超過労働給与」を含む。
- 3) 「所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。
- 4) 「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

## (2)就業形態別令和4年平均の月間現金給与額

①長崎県 一事業所規模5人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	337,720	△ 2.9	280,220	△ 2.0	261,102	△ 1.4	57,500	△ 8.7
	製造業	355,902	△ 5.4	290,588	△ 4.1	258,635	△ 2.3	65,314	△ 11.6
	卸売業,小売業	307,143	△ 3.9	256,295	△ 3.4	245,835	△ 3.5	50,848	△ 8.3
	医療,福祉	326,059	△ 7.4	269,806	△ 7.1	256,768	△ 7.3	56,253	△ 10.1
パートタイム労働者	調査産業計	94,313	△ 0.7	91,173	△ 0.1	89,616	0.4	3,140	△ 13.1
	製造業	116,276	1.3	112,051	1.6	109,464	4.3	4,225	2.9
	卸売業,小売業	94,501	△ 2.9	93,321	△ 1.5	91,917	△ 1.3	1,180	△ 55.2
	医療,福祉	116,027	5.8	108,342	5.6	107,289	6.8	7,685	10.5

②全国 一事業所規模5人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	429,051	2.3	345,210	1.6	318,846	1.3	83,841	5.2
	製造業	432,535	1.7	339,814	0.5	306,002	0.2	92,721	6.5
	卸売業,小売業	435,225	1.8	346,470	1.4	326,892	1.0	88,755	2.8
	医療,福祉	392,919	1.6	328,367	1.8	307,456	1.3	64,552	0.7
パートタイム労働者	調査産業計	102,078	2.6	98,956	2.5	96,131	2.3	3,122	3.3
	製造業	127,580	2.8	122,722	2.8	116,235	2.3	4,858	5.0
	卸売業,小売業	99,123	1.3	96,829	1.3	94,750	1.3	2,294	3.1
	医療,福祉	123,539	2.9	117,837	2.6	115,379	2.5	5,702	9.8

③長崎県 一事業所規模30人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	358,679	△ 3.6	293,018	△ 3.3	268,735	△ 2.3	24,283	△ 12.6	65,661	△ 5.1
	製造業	390,120	△ 4.0	310,320	△ 3.2	274,929	△ 0.8	35,391	△ 18.7	79,800	△ 7.7
	卸売業,小売業	324,175	△ 3.4	264,624	△ 3.9	251,189	△ 2.2	13,435	△ 26.8	59,551	1.0
	医療,福祉	338,081	△ 10.8	279,809	△ 9.8	266,055	△ 9.7	13,754	△ 11.7	58,272	△ 14.9
パートタイム労働者	調査産業計	98,204	△ 5.4	95,571	△ 2.8	93,750	△ 2.0	1,821	△ 35.2	2,633	△ 50.7
	製造業	120,919	2.3	116,601	2.1	112,945	5.3	3,656	△ 46.6	4,318	14.1
	卸売業,小売業	101,763	△ 7.1	100,635	△ 4.0	98,864	△ 3.9	1,771	△ 9.7	1,128	△ 76.0
	医療,福祉	110,210	△ 7.0	105,830	△ 4.2	104,778	△ 2.1	1,052	△ 69.7	4,380	△ 46.8

④全国 一事業所規模30人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	465,247	2.4	365,537	1.6	333,956	1.4	31,581	4.7	99,710	5.4
	製造業	457,306	1.6	351,788	0.4	313,540	0.2	38,248	2.2	105,518	6.2
	卸売業,小売業	499,719	1.6	383,645	1.6	360,575	1.0	23,070	9.5	116,074	2.3
	医療,福祉	425,433	1.5	351,123	1.6	324,794	1.0	26,329	8.9	74,310	0.7
パートタイム労働者	調査産業計	116,508	4.0	112,527	3.9	108,565	3.6	3,962	14.3	3,981	3.9
	製造業	139,990	3.3	134,472	3.4	125,163	3.0	9,309	8.2	5,518	3.8
	卸売業,小売業	109,273	0.9	106,241	1.0	104,190	1.1	2,051	△ 0.5	3,032	△ 3.7
	医療,福祉	142,878	3.0	136,013	2.9	132,298	2.7	3,715	8.6	6,865	5.0

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。  
 2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。  
 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。  
 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。  
 ※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。  
 ① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。  
 ② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。  
 3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

(3) 産業別令和4年平均の月間定期給与額

(単位:円)

事業所規模 産業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全国	長崎県		全国
	実額	格差 全国=100	実額	実額	格差 全国=100	実額
調査産業計	223,673	83.6	267,461	243,289	80.2	303,496
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	359,799	X	X	410,482
建設業	264,314	75.1	351,927	269,466	67.6	398,399
製造業	274,296	88.4	310,366	294,467	89.7	328,444
電気・ガス・熱供給・水道業	404,520	92.4	437,719	444,922	95.8	464,306
情報通信業	301,395	78.4	384,656	297,373	74.6	398,706
運輸業,郵便業	235,545	76.8	306,516	243,091	77.4	314,274
卸売業,小売業	183,052	76.0	240,990	179,626	64.5	278,344
金融業,保険業	308,210	84.5	364,835	292,795	74.4	393,569
不動産業,物品賃貸業	206,757	66.4	311,519	192,390	55.5	346,712
学術研究,専門・技術サービス業	307,064	81.6	376,145	334,684	80.3	416,999
宿泊業,飲食サービス業	107,079	88.1	121,499	128,857	85.7	150,401
生活関連サービス業,娯楽業	178,099	90.7	196,302	196,114	95.3	205,839
教育,学習支援業	276,075	94.7	291,537	273,721	80.3	340,776
医療,福祉	222,726	86.5	257,422	238,475	80.8	295,185
複合サービス事業	270,866	93.1	291,092	284,656	97.0	293,356
サービス業(他に分類されないもの)	201,007	85.8	234,295	204,870	90.7	225,789

「X」・・・調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

#### (4) 男女別令和4年平均の月間定期給与額

##### ①事業所規模5人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	279,645	172,510	61.7	335,831	192,060	57.2
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	379,174	264,986	69.9
建設業	282,167	174,891	62.0	378,294	236,674	62.6
製造業	318,443	167,804	52.7	357,893	198,866	55.6
電気・ガス・熱供給・水道業	426,774	262,971	61.6	456,474	317,386	69.5
情報通信業	344,958	234,574	68.0	425,707	290,833	68.3
運輸業,郵便業	254,031	168,928	66.5	335,169	202,784	60.5
卸売業,小売業	247,779	129,691	52.3	323,305	162,094	50.1
金融業,保険業	430,414	243,726	56.6	494,587	269,612	54.5
不動産業,物品賃貸業	254,589	170,686	67.0	367,965	223,749	60.8
学術研究,専門・技術サービス業	350,152	240,933	68.8	429,579	270,192	62.9
宿泊業,飲食サービス業	152,355	83,081	54.5	160,921	97,008	60.3
生活関連サービス業,娯楽業	200,679	164,700	82.1	248,017	156,959	63.3
教育,学習支援業	308,803	244,290	79.1	344,134	245,141	71.2
医療,福祉	299,592	199,722	66.7	358,661	225,210	62.8
複合サービス事業	308,003	206,361	67.0	344,992	214,360	62.1
サービス業(他に分類されないもの)	240,231	141,292	58.8	278,849	178,132	63.9

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

##### ②事業所規模30人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	298,604	186,217	62.4	368,748	221,315	60.0
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	420,826	338,994	80.6
建設業	277,908	192,550	69.3	425,576	272,410	64.0
製造業	339,783	178,201	52.4	372,321	213,360	57.3
電気・ガス・熱供給・水道業	458,317	288,998	63.1	483,594	341,051	70.5
情報通信業	339,605	237,075	69.8	439,093	301,438	68.7
運輸業,郵便業	261,074	146,619	56.2	346,372	207,658	60.0
卸売業,小売業	251,394	127,645	50.8	377,239	184,290	48.9
金融業,保険業	447,647	232,003	51.8	537,109	284,178	52.9
不動産業,物品賃貸業	229,300	164,030	71.5	402,857	250,660	62.2
学術研究,専門・技術サービス業	354,949	282,096	79.5	457,503	312,176	68.2
宿泊業,飲食サービス業	178,906	97,633	54.6	198,605	116,359	58.6
生活関連サービス業,娯楽業	222,078	176,295	79.4	267,231	155,856	58.3
教育,学習支援業	322,494	219,268	68.0	386,506	289,388	74.9
医療,福祉	303,554	214,379	70.6	392,887	256,675	65.3
複合サービス事業	314,272	192,533	61.3	335,643	194,891	58.1
サービス業(他に分類されないもの)	244,346	136,351	55.8	271,034	176,888	65.3

(出典:毎月勤労統計調査)

## 2. 労働時間

### (1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位: 時間、日)

			総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	平成30年	148.2	△ 2.5	138.3	△ 2.5	9.9	△ 1.5	19.5
		令和元年	146.6	△ 1.1	136.5	△ 1.3	10.1	1.5	19.2
		2年	141.9	△ 3.1	132.2	△ 3.1	9.7	△ 3.5	19.0
		3年	141.4	△ 0.3	132.0	△ 0.1	9.4	△ 2.9	18.9
		4年	140.6	△ 0.7	131.6	△ 0.4	9.0	△ 4.5	18.7
	全 国	平成30年	142.2	△ 0.8	131.4	△ 0.8	10.8	△ 1.5	18.4
		令和元年	139.1	△ 2.2	128.5	△ 2.2	10.6	△ 1.9	18.0
		2年	135.1	△ 2.8	125.9	△ 2.0	9.2	△ 13.2	17.7
		3年	136.1	0.6	126.4	0.4	9.7	5.1	17.7
		4年	136.1	0.1	126.0	△ 0.3	10.1	4.6	17.6
3 0 人 以 上	長 崎 県	平成30年	150.9	△ 4.2	139.6	△ 3.7	11.3	△ 10.7	19.4
		令和元年	149.3	△ 1.0	138.4	△ 0.8	10.9	△ 3.3	19.1
		2年	148.2	△ 0.7	137.4	△ 0.6	10.8	△ 1.3	18.9
		3年	147.2	△ 0.6	136.2	△ 1.0	11.0	1.9	18.7
		4年	145.7	△ 1.0	134.5	△ 1.3	11.2	2.1	18.7
	全 国	平成30年	147.4	△ 0.7	134.9	△ 0.6	12.5	△ 1.1	18.6
		令和元年	144.4	△ 2.0	132	△ 2.1	12.4	△ 1.0	18.2
		2年	140.4	△ 2.8	129.6	△ 1.7	10.8	△ 13.1	17.9
		3年	142.4	1.4	130.8	0.9	11.6	7.4	18
		4年	143.2	0.6	131.0	0.2	12.2	5.2	17.9

(出典: 毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
- 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
- 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

## (2) 就業形態別令和4年平均の月間労働時間

①長崎県 一事業所規模5人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	165.3	△ 0.7	153.2	△ 0.5	12.1	△ 3.2	20.0	△ 0.3
	製造業	172.4	△ 0.2	151.9	△ 1.0	20.5	5.6	19.7	△ 0.4
	卸売業, 小売業	169.3	1.4	159.5	2.2	9.8	△ 11.3	20.4	△ 0.8
	医療, 福祉	156.8	△ 1.7	152.6	△ 1.3	4.2	△ 16.6	20.1	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	82.4	△ 3.0	80.8	△ 2.0	1.6	△ 36.2	15.5	△ 0.2
	製造業	98.3	△ 13.2	95.9	△ 12.3	2.4	△ 37.9	15.7	△ 2.8
	卸売業, 小売業	94.2	△ 2.9	92.5	△ 2.6	1.7	△ 21.1	18.1	0.2
	医療, 福祉	87.1	4.2	86.4	6.0	0.7	△ 67.7	15.9	△ 0.4

②全国 一事業所規模5人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	162.3	0.2	148.5	△ 0.3	13.8	4.8	19.4	△ 0.1
	製造業	164.3	0.5	148.4	△ 0.1	15.9	5.5	19.2	0.0
	卸売業, 小売業	162.6	0.1	151.2	△ 0.3	11.4	5.9	19.6	△ 0.1
	医療, 福祉	156.1	△ 1.0	149.1	△ 1.4	7.0	10.0	19.4	△ 0.3
パートタイム労働者	調査産業計	79.6	1.0	77.4	0.8	2.2	9.7	13.8	△ 0.1
	製造業	108.0	0.7	102.9	0.4	5.1	7.2	16.5	0.0
	卸売業, 小売業	86.7	△ 0.9	84.9	△ 0.8	1.8	△ 7.1	15.3	△ 0.2
	医療, 福祉	77.1	△ 0.5	75.9	△ 0.6	1.2	7.5	13.4	△ 0.3

③長崎県 一事業所規模30人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	165.7	△ 0.2	151.3	△ 0.4	14.4	2.7	19.7	△ 0.1
	製造業	173.3	0.4	151.5	△ 0.1	21.8	4.5	19.6	△ 0.2
	卸売業, 小売業	171.8	△ 0.4	158.8	△ 0.4	13.0	△ 0.9	19.8	0.0
	医療, 福祉	156.6	△ 2.3	152.7	△ 1.2	3.9	△ 32.4	19.7	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	86.4	△ 7.8	84.6	△ 7.4	1.8	△ 28.7	15.5	△ 0.4
	製造業	114.4	△ 5.4	111.1	△ 4.3	3.3	△ 32.4	18.3	△ 0.5
	卸売業, 小売業	100.3	△ 7.1	98.2	△ 7.3	2.1	3.9	17.7	△ 0.6
	医療, 福祉	88.6	△ 9.3	88.0	△ 6.7	0.6	△ 82.4	16.5	0.0

④全国 事業所規模30人以上ー

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)	
一般労働者	調査産業計	161.6	0.1	146.4	△ 0.3	15.2	4.7	19.1	△ 0.1
	製造業	164.5	0.2	147.4	△ 0.2	17.1	4.3	19.0	0.0
	卸売業, 小売業	160.4	△ 0.2	148.2	△ 0.5	12.2	3.6	19.1	△ 0.1
	医療, 福祉	156.7	△ 0.8	149.0	△ 1.4	7.7	10.4	19.3	△ 0.3
パートタイム労働者	調査産業計	86.6	1.5	83.7	1.2	2.9	9.6	14.5	0.0
	製造業	116.2	0.2	109.0	0.0	7.2	3.2	16.7	△ 0.1
	卸売業, 小売業	94.2	△ 1.8	92.2	△ 1.7	2.0	△ 8.6	16.5	△ 0.2
	医療, 福祉	83.0	△ 2.0	81.5	△ 2.1	1.5	6.1	13.7	△ 0.5

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

### (3)産業別令和4年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	140.6	131.6	9.0	136.1	126.0	10.1
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	160.0	148.9	11.1
建設業	165.9	156.1	9.8	163.5	149.7	13.8
製造業	165.7	146.8	18.9	156.6	142.2	14.4
電気・ガス・熱供給・水道業	151.4	141.7	9.7	154.0	139.5	14.5
情報通信業	147.4	138.1	9.3	156.1	140.4	15.7
運輸業,郵便業	169.0	148.4	20.6	165.0	142.4	22.6
卸売業,小売業	135.6	129.4	6.2	130.6	123.2	7.4
金融業,保険業	143.3	132.5	10.8	144.5	132.5	12.0
不動産業,物品賃貸業	130.0	128.6	1.4	146.0	134.8	11.2
学術研究,専門・技術サービス業	160.3	144.8	15.5	153.2	139.6	13.6
宿泊業,飲食サービス業	90.0	86.1	3.9	89.5	84.8	4.7
生活関連サービス業,娯楽業	126.2	115.1	11.1	123.7	117.5	6.2
教育,学習支援業	126.0	114.1	11.9	121.1	111.4	9.7
医療,福祉	136.5	133.3	3.2	129.4	124.4	5.0
複合サービス事業	152.2	144.0	8.2	146.1	137.2	8.9
サービス業(他に分類されないもの)	144.5	135.3	9.2	138.1	127.4	10.7

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	145.7	134.5	11.2	143.2	131.0	12.2
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	155.4	140.5	14.9
建設業	162.1	145.4	16.7	165.5	146.8	18.7
製造業	168.5	148.2	20.3	159.3	143.3	16.0
電気・ガス・熱供給・水道業	152.7	140.8	11.9	155.1	138.9	16.2
情報通信業	147.8	137.2	10.6	156.8	140.3	16.5
運輸業,郵便業	171.6	146.2	25.4	162.2	140.1	22.1
卸売業,小売業	134.8	127.4	7.4	135.2	126.9	8.3
金融業,保険業	140.8	129.4	11.4	145.5	131.1	14.4
不動産業,物品賃貸業	139.9	136.2	3.7	146.8	133.5	13.3
学術研究,専門・技術サービス業	162.4	142.3	20.1	156.8	141.1	15.7
宿泊業,飲食サービス業	99.5	93.0	6.5	99.5	93.2	6.3
生活関連サービス業,娯楽業	138.4	124.9	13.5	122.4	115.4	7.0
教育,学習支援業	120.6	112.5	8.1	128.8	117.3	11.5
医療,福祉	140.4	137.3	3.1	137.5	131.4	6.1
複合サービス事業	154.1	143.4	10.7	149.0	136.5	12.5
サービス業(他に分類されないもの)	146.5	133.4	13.1	135.9	124.8	11.1

「X」・・・調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

#### (4)労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

##### ①長崎県

企業規模	付与日数 <sup>1)</sup> (日)	取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
計(5人以上)	16.2	10.1	62.6
計(30人以上)	16.1	10.6	65.7
5～29人	16.3	9.3	56.9
30～99人	16.7	10.3	61.7
100～299人	15.4	10.5	68.3
300人以上	15.8	11.1	70.6

(出典: 県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」)

##### ②全国

企業規模	付与日数 <sup>1)</sup> (日)	取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
計	17.6	10.9	62.1
30～99人	16.9	9.6	57.1
100～299人	16.9	10.5	62.1
300～999人	18.0	11.1	61.8
1,000人以上	18.3	12.0	65.6

(出典: 厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」)

注 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、令和4年(又は令和3会計年度)1年間に実施に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。



## (5) 主な週休制<sup>1)</sup>の形態別企業割合

### ①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>2)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>4)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>3)</sup>	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	15.5	74.4	28.4	46.0	10.1
計(30人以上)	[20.8]	100.0	12.1	72.2	29.3	42.9	15.7
5~29人	[79.2]	100.0	16.4	75.0	28.2	46.8	8.6
30~99人	[16.4]	100.0	13.6	69.1	30.0	39.1	17.3
100~299人	[3.5]	100.0	8.3	83.3	25.0	58.3	8.3
300人以上	[0.9]	100.0	0.0	83.3	33.3	50.0	16.7

(出典: 県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」)

### ②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>2)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>4)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>3)</sup>	完全週休 2日制	
計	100.0	100.0	6.9	85.4	32.1	53.3	7.5
30 ~ 99人	100.0	100.0	7.5	85.3	32.8	52.5	7.0
100~299人	100.0	100.0	6.2	86.1	33.9	52.2	7.4
300~999人	100.0	100.0	3.9	83.7	23.6	60.0	12.3
1,000人以上	100.0	100.0	2.9	87.1	19.0	68.1	10.0

(出典: 厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」)

注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) [ ]内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

5) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

## (6) 週休制の適用労働者割合

### ①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	9.1	78.1	30.6	47.5	12.8
計(30人以上)	[63.7]	100.0	6.6	78.7	31.3	47.4	14.8
5~29人	[36.3]	100.0	13.5	77.1	29.4	47.8	9.3
30~99人	[28.4]	100.0	11.4	71.9	30.1	41.8	16.7
100~299人	[18.7]	100.0	5.1	84.0	28.8	55.2	10.9
300人以上	[16.6]	100.0	0.0	84.2	36.0	48.2	15.8

(出典: 県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」)

### ②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	
計	100.0	100.0	4.0	86.2	25.0	61.2	9.8
30 ~ 99人	100.0	100.0	5.9	86.0	33.8	52.2	8.1
100~299人	100.0	100.0	5.5	86.5	33.4	53.1	8.0
300~999人	100.0	100.0	3.1	83.3	22.1	61.2	13.6
1,000人以上	100.0	100.0	2.2	87.9	14.9	73.0	9.8

(出典: 厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」)

- 注 1) [ ]内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
- 4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。